

第75回東北地方交通審議会
船員部会 議事要録

平成27年 1月23日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会

第75回船員部会

日 時 平成27年1月23日(金) 15:30~

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員 : 長谷部部会長、高橋部会長代理(欠席)、佐々木委員、
船津委員

労働者委員 : 紺野委員、正路委員、鈴木委員

使用者委員 : 佐藤委員、鶴本委員、湯村委員(欠席)

運輸局 : 矢島海事振興部長(欠席)、村木海事振興部次長
遠藤船員労働環境・海技資格課長
鈴木船員労政課長
佐々木労政係長

議 題 (1) 管内の雇用等の状況について

(2) その他

配付資料

- 資料1 船員職業安定業務取扱状況説明資料(平成26年11月分)
- 資料2 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料3 有効求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料4 新規求人・求職数(全国)
- 資料5 有効求人・求職数(全国)
- 資料6 有効求人倍率(東北管内)
- 資料7 有効求人倍率(全国)
- 資料8 平成27年度 船員部会開催予定日
- 資料9 平成27年度 海事局関係予算決定概要
- 資料10 平成27年度 六級海技士(航海・機関)短期養成科要項
- 資料11 新聞情報

(参考資料) 船舶安全法及び海洋汚染防止法【改正概要】

議 事 概 要

◎開 会

【村木海事振興部次長】

〔第75回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料確認〕

◎議 事

(1) 管内の雇用等の状況について

【長谷部部会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元にあります議事次第の議題(1)管内の雇用等の状況です。事務局の方からご報告下さい。

〔鈴木船員労政課長より資料1から資料7に基づき報告〕

【長谷部部会長】

どうもありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございますか。

東北管内の有効求人倍率で、特に漁船関係が急激に2年位前の水準に戻っているということは、何を意味しているんですか。その前のところの6～8月のところが求人が上がり過ぎたということでしょうか。現場の状況は分からないのでしょうか。

【鈴木船員労政課長】

そこまでは、今詳しく分析はできていないんですけども、現場の雰囲気では海員組合さんに連絡や情報が何かあれば…。

【長谷部部会長】

どうですか。何かむしろ漁船主導というか鶴本委員の方が。

【正路労働者委員】

さんまの始まり時期ですよ。

【長谷部部会長】

さんまですか。

【鶴本使用者委員】

8月の漁期開始前の大体6～7月…、8月20日前後が大体大型船の解禁日になりますので、ここは例年だと思います。

【長谷部部会長】

今年だけがすごく求人が多かったんですか。

【鈴木労働者委員】

そうですね。それがちょっと不思議ですよ。

【長谷部部会長】

前回は、あまり気づかなかったんですが。

【正路労働者委員】

人手不足があるので、そのための求人なのかなと。

例年であれば、求人を出さなくても、運輸局を通さなくても人が集まってきたので。

【長谷部部会長】

運輸局の数字というように考えていいんですか。

【鈴木船員労政課長】

この数字も結局うちの方で受け付けた数字ですので、今正路委員が言ったように、うちの方に届け出をしなくても、自分たちでマッチングできれば、そちらでもう決まってしまうので、それだと数字に出てこないです。

今までそれで済んだのが、そちらの方でマッチングできなくなって運輸局の方に求人が出てくるようになったというのも一つとしては考えられます。

【鶴本使用者委員】

どうでしょうかね。さんま、運輸局を通しますか、職安を。

みんな色々手づるを使って決まっちゃうのでは。

【鈴木労働者委員】

そうですね、あまり聞かないですね。

【鈴木船員労政課長】

何かイメージ的に、中型ではなくて小型さんまの求人が何か夏場多かったような気がします。（「ああ、小型」の声あり）

【長谷部部会長】

簡単に説明できる訳じゃないですね。

【村木海事振興部次長】

さんま船は8月から12月頃までで、1年でその時期しか乗らない船員さんもいますので、それで船員さんが足りないということで（求人が）出たのかもしれないですね。

【長谷部部会長】

一時的に労働力市場が払底したという。だからここに、運輸局の方に現れちゃったというこういう話で納得しておいてよろしいですか。

特別な変化を考えなくていいですね、実態としては。変わったことはないですね。

【鶴本使用者委員】

ないと思いますけれどもね。

【正路労働者委員】

それとも今後のために分析してもらうか、どういう業種が多かったということで。

【長谷部部会長】

そうですね。もうちょっと情報を集めていただいて、大変かもしれませんが…。

【正路労働者委員】

そうしていただければありがたいです。

【鈴木船員労政課長】

有効求人倍率なので、いわゆる有効求人数と有効求職数の割り算なんです。

毎月私の方でチェックしているのが、新規の方はある程度毎回目を通していたんですけれども、有効全体の方は、なかなか目を通せていなかったの…。

ちょっと分析の方が私の方でできなかったの、次回までに何か分かればご報告するようにしたいと思います。

【長谷部部会長】

さんまであれば12月のところで一つ見えるでしょうから、それも含めて次回またご教示下さい。

【鈴木船員労政課長】

次回までに、ちょっと何か分かればということで。

【長谷部部会長】

参考のためにということで、よろしくお願いします。

【鈴木船員労政課長】

はい。

【長谷部部会長】

他にございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、ご了承いただいたということで…。

（2）その他

【長谷部部会長】

議題（2）その他に入ります。

〔船員労政課長より資料8から資料10に基づき報告〕

【長谷部部会長】

ありがとうございます。何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

【船津公益委員】

ちょっと意見ということじゃないんですが、この養成機関の資料なんですけども、尾道の機関の方の最終ページが、間違っていると思ひまして…。

最後の4ページのところが、座学2.5ヶ月の実習2ヶ月ですよね。費用のこのちょうど真ん中あたりの別途費用の計算では、宿泊費が3ヶ月になっているんですよ。

これは座学で2.5ヶ月、航海の方は2.5ヶ月となっているんですけど、社船実習の食費が1.5ヶ月と書いています。社船実習は2ヶ月なんですよ。航海と見比べていただくと分かりますけども、航海の方が正解だと思うんですよ。機関の方は間違っています。

注のこの別途費用⑤と⑥は選択と書いてあるけど、⑤、⑥ないんですよ。

これは航海を丸写ししている。（「そういうことだね」の声あり）

ちょっとこれ信憑性に欠けます。これ実習の期間と合わないですよ、宿泊期間のところが、機関の方は…。

【鈴木船員労政課長】

機関の2ページ目ですか、見ていただくと、航海と違うのは、座学は2.5ヶ月と同じなんですけど、実習が工場実習と社船実習、両方足して2ヶ月。（「そういう意味ですか」の声あり）

航海の方はフルで2ヶ月の乗船実習ですので、ちょっと微妙に期間が違うということなんです。

【船津公益委員】

そうしたら、0.5ヶ月は工場実習が入っている可能性が…。

【鈴木船員労政課長】

というようにとれます。そこまでまだ確認していなかったですけど、今見た中では航海とこの部分が違うので…。

【船津公益委員】

宿泊費にこの工場実習の方も入っているんですね。

【鈴木船員労政課長】

というように考えられますね。

【長谷部部会長】

これは募集要項そのものですか。加工してあるんですか。

【鈴木船員労政課長】

尾道の方から、これと同じものが郵送で来ているので、後でもう一度確認してみます。

【長谷部部会長】

内部で矛盾はないという話ですか。大丈夫ですか。

【鈴木船員労政課長】

そうですね。これ、1月20日付けとなっていますけれども、メールで送られてきたものをすぐ打ち出して付けたもので、中身の詳細まで見ていませんでしたけど、航海と機関で、ちょっと微妙に実習が違うんだなということだけは一応確認していたんですが…。

【長谷部部会長】

では、資料がひとり歩きしないように確認だけしておいて下さい。

【鈴木船員労政課長】

はい。

【長谷部部会長】

それほど大きな問題ではないでしょうが、せっかくご指摘いただきましたので、ご確認だけよろしく願います。

他にいかがですか。

【紺野労働者委員】

今の絡みで、この航海も機関も、民間の商船の実習船として認められた船舶を使うとなっているんですけども、具体的に、どのような船で、会社名とかももう分かっているんですか。

【鈴木船員労政課長】

そこまではまだ分からないですね。

【紺野労働者委員】

タンカーならタンカー、セメント船ならセメント船とかと、それもまだ決まっていない。

【長谷部部会長】

よろしいですか。

【紺野労働者委員】

はい。

【船津公益委員】

因みにちょっと補足しておきますと、うちの学校は4級養成なんですけれども、うちの受験者の合格発表のホームページのところに、この6級、うちではやっていませんけども、他に受験してうちの学校を落ちた者が大体受験者の半数ぐらいいるんですよ、実数として。その者を更に吸い上げるという目的で、これ国土交通省からの指導もありまして、うちのホームページからリンクして、この6級のここに行くようになっていきますので、うちの合格発表プラス、他に6級の短期養成もありますというリンクを張っています。

【佐藤使用者委員】

でも、6級だから500トン未満の船なんだな。

【鈴木船員労政課長】

4級というか700トン未満の船で、航海が職員と部員で3人乗ったとして、1人当直なんですけども、部員の1人当直の際の資格要件が最低6級海技士以上の免状を持っていないとできないので、そのためにも資格がないと会社として使えないということで、短期にそういう資格を取得できる制度をつくったということで、最低の6級というようになっています。

【鶴本使用者委員】

漁船は入っているんですか。

【鈴木船員労政課長】

いわゆる条約から来ている制度なので、基本的に漁船は入っていない。

【鈴木労働者委員】

漁船は入っていない。適用外です。

【鈴木船員労政課長】

漁船は大体国際条約では適用外になっています。

【鈴木労働者委員】

今は、甲板のワッチも内航船は必ず6級以上の資格が必要なんですよね。それが漁船は要らないんです。それが適用になっていないから…。

【鈴木船員労政課長】

漁船は、船員手帳の後ろに当直部員の認証という資格要件がありますので。

【鈴木労働者委員】

そうそう。当直部員という認証印をもらいますよね。それがあればいいんです。

【鈴木船員労政課長】

それで漁船は当直できるんですが、内航船の場合には、2人当直であれば1人が資格持ちであればいいんですけど、1人当直の場合は部員であっても海技免状を持っていないと当直できないというようになっていますので。

【鶴本使用者委員】

ただ漁船の場合、当直部員になるためには6年の履歴が必要なんですってね。

【鈴木船員労政課長】

それは別じゃないですか。

【鈴木労働者委員】

それは認定航海当直部員です。それではなくて別の印がありますよね。雇い入れの時、さんま船なんかは、特に、当直部員の印が押されていますよね。

【鶴本使用者委員】

認定航海当直部員…。

【鈴木船員労政課長】

当直部員制度と認定航海当直部員制度は、別の制度です。

【鈴木労働者委員】

これ、実費でどれだけ金額かかるんですか。6級で。

【鈴木船員労政課長】

70万か80万。

【鈴木労働者委員】

かかりますね。

【鶴本使用者委員】

漁船は適用外なんだ。

【鈴木労働者委員】

宣伝じゃないけれども、海員組合に入っていれば、うちから出ますからね。

【鈴木船員労政課長】

助成金ですか。

【鈴木労働者委員】

はい。うちに入っていればね。

【鈴木船員労政課長】

組合員。

【鈴木労働者委員】

そうそう、組合員。入っていれば。

【正路労働者委員】

交通費と食費以外は全部。

【鈴木労働者委員】

本人から最初に出してもらうんですけど。

【正路労働者委員】

その領収書をもらえれば、うちの方から直接。

【鈴木労働者委員】

全額、講習にかかった分だけは…。

【長谷部部会長】

ということも含めて、船主側でよろしいですね、鶴本委員。

色々利用しながら航海実習の方々も育成して下さい。

よろしいですか。次回、確認の方よろしく願いいたします。

あと他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご了解いただいたということで次に進みたいと思います。

皆さんからの情報提供です。労働者委員の方からいかがでしょうか。

【正路労働者委員】

来週の火曜日から、火、水、木とFOCキャンペーンがございまして、外国の貨物船に査察に行きます。主に小名浜、あと仙台・塩釜、石巻の港で展開する予定です。

それは全国的な取り組みと、あと、外国は、韓国とロシアと連携して取り組みます。

【長谷部部長】

済みません。何とおっしゃったですか、FOC…。

【正路労働者委員】

FOC、便宜置籍船です。

【鈴木労働者委員】

いいですか。それとあと八戸なんですが、東北最大のLNG船の総合試験運転が始まりまして、1月7日から1週間試験運転を始めました。

それで、あと4月から本格的にLNG船が入るということで、でも今原油が安くなったから、ちょっとあれですけどもね。（「また上がります」の声あり）

また上がりますけどもね。

【長谷部部長】

1年程度ですか。長期的に見ればいいことなんでしょう。ありがとうございます。他にいかがですか。では使用者委員の方からどうでしょうか。

【鶴本使用者委員】

ちょっと規制改革というか資格の限定について意見を述べさせてもらっていいでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

何か世の中では岩盤規制改革とかと叫ばれているんですけども、それほどではないんですけど、4級海技士のことをちょっとお話ししたいと思うんですけども。

4級海技士の受験資格というのは3年の履歴が必要なんです。それで受講して、合格しましたと。

750ワット未満は、即機関長も一等機関士もできるんですけども、750キロワット以上になると免状取って1年の履歴が必要なんです。

どうして、こういうことを言ったかということ、さんま船は船が小さいにもかかわらずワット数がすごいんです。（通常は）大型船で大体735キロワットぐらいなんですけど、さんま船は199トンで1,400何十とかというキロワットなんです。

さんま船に乗った人は、さけ・ますに行く船もありますけども、殆どの船はさんまだけで終わる訳です、4ヶ月位で。

1年の乗船履歴を付けるために3年かかっちゃうんですね、単純に言うと。

だから、ここを何とか、限定解除していただけないかなと。特例でも何でもいいですから、そうやってもらわないと、この人手不足の世の中を乗り切っていくことは、ちょっと厳しいのかなという感じがします。

それから、違う話なんですけども、気仙沼の船主協会管内で平成25年は4人の海技資格合格者が出ました。

3級が1人、これは講習会場が北海道です。それから4級が2人、これは気仙沼、

5級が1人、これも県外でした。それから、26年も4人合格者が生まれて、今年の受験資格者は17名いるらしいです。

それで、気仙沼の場合、今であれば仮設住宅に空きが出ていますので、それを利用して講習を受けることができるということは、受験者の負担が少しでも少なくなるんじゃないかと。

【鈴木労働者委員】

宿泊ということですか。

【鶴本労働者委員】

そうです、宿泊。それで講習の回数を気仙沼で増やしてもらいたい。

それから、3級、以前講習やっていたらしいんですけど、今講習は、気仙沼では行わないような感じなので、これも毎年でなくていいから、何年かに1回でもやっていただきたいという希望でございます。よろしくお願いします。

【長谷部部会長】

これはどこかチャンネルがあるんですか。今の海技試験、資格に関する要望というものを受け入れる…。

【鈴木労働者委員】

海技資格課長ですか。

【長谷部部会長】

ここで話した時に…。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

講習会は、それぞれ現地は現地であるんですが、全国組織でやっているんじゃないでしょうか。

【鈴木労働者委員】

SECOJということですか。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

SECOJもあります、漁船の方はまた別でやっていますよね。

【鈴木労働者委員】

漁船は、今、震災枠でやっている漁業の担い手育成の補助事業の講習と、あとは漁船の安全対策何とかという事業で、今までもやっている講習でしょう。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

そうそう。水産庁の関係団体でやっていますよね。

【鈴木労働者委員】

それは、例えば気仙沼なら船主協会で申し入れして、申請してどうのこうのという事業なんでしょう、水産庁に。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

そうです。水産庁の関係団体、そこでやっているんです。実際は、例えば八戸あたりでも…。

【鈴木労働者委員】

大水（大日本水産会）ですか。大水に申し入れて話を聞くと分かるはずですよ。

私もやったことあるけど、大水に連絡すると分かるはずですよ。予算に余裕あるとやってくれます。

その代わり、人数は甲板10人だったら10人以上とかそういうのがありますけど、気仙沼だったら担い手の方の無料でできるような講習がまだいいような気がしますけどもね。それも大水に相談かけると答え出てきますよ。

【鶴本使用者委員】

ああ、そうですか。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

講習だけでもらえる訳じゃないので、その後の試験とか出てくる訳で、こちらの定期試験に合わせてもらって、やれるならそれはそれですけども。

【鈴木労働者委員】

そのまま臨時でやってもらうのが一番ベストなんです。（「そうですね」の声あり）

今八戸でもやっているんですよ。1月7日から3ヶ月ちょっとの予定で、4級、5級、甲板と機関やっているんですけども、21人位集まって、甲板と機関で、3月の十何日頃まで…。（「17日」の声あり）

17日かな。終わってすぐ試験、臨時でやってもらうようになっています。

そういうようにしてもらわないとなかなか難しいので…。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

そこら辺を調整して、3月の臨時試験とかやっているのは、もうビシビシの日程になっているので、非常に厳しいんですよ。

ただ、結構前に講習だけじゃなくて、その後続く試験の話が出てきますから、定期でやらないということになると臨時試験をやりますよね。

そうすると、そこは今でも結構臨時試験の日程がすごく混んでいるので、そこへ入ってくると、例えば八戸と一緒にやろうとかという話をするとか、その辺をちょっと調整していかないと、その後困ることになります。

【鶴本使用者委員】

大水に言えばいいの。

【鈴木労働者委員】

大水の、私が本部にいる時は女の方が担当だったんですけどもいますので。

担い手の講習の手続をするのに、どうすればいいか相談かければやってくれるはずですよ。

【鶴本使用者委員】

とにかく免状持ちが必要とされる世の中なので、できるだけその機会を多くしてあげるのも我々の仕事かなと。

【鈴木労働者委員】

やっぱり漁の時期によって、さんまだったら今の時期とかね、沖底だったら色々あるし…。

【鶴本使用者委員】

比較的さんまの人たちは、やりくりつくからね、日にちも。

【鈴木労働者委員】

いつでもいいと言えば変ですけども、4ヶ月位しかないのね。今ね、八戸に…。

【鶴本使用者委員】

遠洋マグロ船の人たちはこれがひどいんだよね…。

【鈴木労働者委員】

八戸にも、さんま船の一機士の人が必要なので、さんま船の人が6～7人委嘱で来ています。

【鶴本使用者委員】

うちでも1人熊本まで講習に行かせて取らせたんですよ。

それで、今年は大丈夫だと。そうしたら、免状を見たら限定が付いていた訳です。びっくりして、「ええ、こういうことがあるのか。」と大慌てしました。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

履歴の部分は、規則とかで全部決まっていることなので、そこを変えるというのは、安全性とかも勿論リンクしていますから、変えることはなかなか難しいところだと思います。

【鈴木船員労政課長】

履歴限定は、最近付いた訳ではなくて、昭和50何年頃から履歴限定は付いているので。

【鶴本使用者委員】

いつまでも昔のままでは、私はいけないと思う。

【鈴木船員労政課長】

甲乙丙から1級、2級、3級に変わる時にそういう制度になって、その説明会はその時にさんざんしたはずですので。

【正路労働者委員】

そうですね。昔は免状持ちがたくさんいたので、履歴限定が付いている人が目立たなかった。それで1年間をクリアしたらもう終りで履歴限定を解除されたものだから、もうすっかり皆さん忘れていて。

乗っている人数が少なくなってきて、ようやく免許を取らせたと。見たら「あら、何だ、これは」ということになっているんです。中身は何も変わっていない。

【鶴本使用者委員】

そうなんです。だから、うちの方の熊本に行った人は、一等機関士にもなれないでいる。

【正路労働者委員】

分かります。やっぱり熟練期間が必要なもの。

【鶴本使用者委員】

いや、だって受講するまでに、もう既に3年どころではなくて、もっともっと貴重な経験があるんですよ。

【正路労働者委員】

分かります。私も仲間でよく言われます。

【鶴本使用者委員】

これを何とかしてやらなきゃ。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

取る前の経験と、取ってからとでは経験が違う。

【鶴本使用者委員】

いや、機関長をさせるというんだったらこれちょっと問題あるかもしれないけども、一等機関士ですからね。ちゃんとした機関長のもとでする訳ですから、何か、今の世の中に合わないような気がする。

【鈴木船員労政課長】

逆に、今さんま船がLEDとか使っているの、電気、昔ほど使わないですよ。キロワットというか馬力の方は昔のような高いままのエンジンなんですか。

【鶴本使用者委員】

そうですよ。

【鈴木船員労政課長】

電気使わないですよ。

【鶴本使用者委員】

使わないですよ。全く使わないから。

【正路労働者委員】

キロワットはずっと一緒ですけども。

【鈴木船員労政課長】

メインエンジンは一緒なんですか。

【鶴本使用者委員】

メインエンジンはでかいから、集魚灯用の発電機は、昔は船尾に多い船なんか2台も積んでいました。それがLEDになったことによって要らなくなっちゃったんです。だから、トンが上がり過ぎて困っている、船が。

【鈴木労働者委員】

メインエンジンは2,000馬力に今なっているの。

【鶴本使用者委員】

いや、メインエンジンではないですけども、機関室の補機で間に合うんです。だから、昔は補機を4台積んでいた船もあったんですけども、今は2台で済む。最低でも3台必要だったんですけど、LEDになってからは…。

【正路労働者委員】

メインエンジンと補機が2つある訳だ。それで、さんまの時期になると、昔は電気が足りないから、船尾に2つ発電機を積む船もあったんです。

今LEDになってきたから、船尾に積むやつは要らないと。エンジンルームにあるものだけでいい。ただし、メインエンジンの馬力がでかいんだと。でかいというか、そういうような表現で言えばなっているんだけど、メインエンジンの出力は昔と変わらずなんですということなんだよね。そこで免許がというような部分。

あと、関連して、臨時試験なんですけど、いつごろ開催というか、定期をやらない時期ありますよね。それを外せば臨時試験は可能なんじゃないか。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

それには色々な条件があると思う。

【正路労働者委員】

7月、10月、その中間とか。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

そこは色々な条件がありますので…。

【正路労働者委員】

それは打ち合わせして下さい。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

そうなんですよね、当然。色々そこが予定も入っているでしょうから、定期が入っていないところは個別に…。

【鶴本使用者委員】

しつこいんですけども、限定解除について、何か…。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

限定解除については非常に大きな話なので、この場でどうこうできるかという感じじゃないと思いますので…。

【鈴木船員労政課長】

法律なので、この場でいいですよということでは言えることではないので。

【鶴本使用者委員】

もちろんです。そうは思っておりませんので。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

なぜそうなっているかというのも当然理由がある訳ですので、何回も言いますが。

【鈴木船員労政課長】

その辺の法改正が必要な項目になっていると思うので。

【船津公益委員】

結構条約と関連しているんですよね。STCW条約を批准しているものだから、それでうちの卒業生も、短期大学じゃなくて、海上技術学校の方の場合は履歴限定が結構あるんですよ。

【正路労働者委員】

だから、漁船だけに限られた話でもないのよ。

【鶴本使用者委員】

商船と漁船を一緒に見られているから困るんだよね。

【正路労働者委員】

その場合がいい場合もあるんですよ。

【鶴本労働者委員】

国際航海でもないのよ。

【正路労働者委員】

いや、上級免状になれば国際航海に行ける、4級を持っていれば国際航海に従事する船の航海士ができるんですから。

【鶴本使用者委員】

でも、実際、操業しているところは、すぐそこですから。

【正路労働者委員】

言っていることは十分にわかるんですが、やはり乗組員というか、免状持っている人も国内だけ限定というような免許を取る訳じゃないんですよ。たまたま話があつて国際航海にというようになるかもしれないし。

【鶴本使用者委員】

何か、そこら辺ちょっと努力して下さい。お願いします。

【鈴木労働者委員】

中央の方に。

【鈴木船員労政課長】

その辺の話は、大日本水産会の方にも、ある程度伝わっているんですよ。機関も履歴がなくて履歴限定が付くから大変だという話…。

【鶴本使用者委員】

いやいや、初めて私たち…。

【鈴木労働者委員】

いや、鶴本委員は初めて言ったんじゃないですかね。

【鈴木船員労政課長】

履歴限定いらんんじゃないかという話。

【正路労働者委員】

今回は、海技免状を見てびっくりしたという話ですから。

【鶴本使用者委員】

去年ですね。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

バスの免許取ってすぐに、どんどん、ばんばん普通にやらせるかということ、そうではなくやっぱり研修期間が当然ある訳ですよ。

【正路労働者委員】

やっぱり、車でいう初心者マークを付けるのと同じです。

【鈴木労働者委員】

車は初心者マークを付けても運転できるんで。

【正路労働者委員】

運転はできるけれども、やっぱり保護されているんで…。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

もちろん運転はできるんでしょうけども、やっぱり運転させる方としては、当然安全性を確認してということもあると思う。そういう意味合いもおそらくある。

【鶴本使用者委員】

ワット数が大きいからって機関長の資格が1ランク上を必要ともしないんだよね。あまりされても困る、限定されるのも困りますけれどもね。何で機関士だけがそういう限定を付けられるのかなと思って。

【正路労働者委員】

いや、甲板の方も限定ありますよ。

【鶴本使用者委員】

甲板は…。

【正路労働者委員】

甲板もありますよ。機関だけじゃないです。

【鈴木労働者委員】

あります、あります。

【鶴本使用者委員】

ワット数で…。

【正路労働者委員】

いや、ワット数じゃなくて、船舶の大きさ。

【鈴木船員労政課長】

船長と一等航海士については、履歴限定は付いていますよ、航海。

【鶴本使用者委員】

199トン。

【遠藤船員労働環境・海技資格課長】

いや、トン数で。

【鈴木労働者委員】

トン数でだから、199トンは大丈夫じゃないですか。

【鶴本使用者委員】

199トンは大丈夫なの、だから…。

【鈴木労働者委員】

499トンとか、あっち（西の方）に行けばあります。

【正路労働者委員】

海域とトン数とあります。

【鶴本使用者委員】

いや、だからさんま船に限って。

【正路使用者委員】

その業種によって、甲板の方がそれこそ履歴限定が付かないのもあれば、エンジンだけ付かないということだけでなく、会社によっては、限定が付いていても関係ない船もあるだろうし、片方はエンジンで限定が付いてそれに引っかかるということもあるだろうし、これは業種によって色々あります。

【鶴本使用者委員】

声を上げなければ改革も何も進みませんので、一応声を出させていただきましたので、中央の方によりしくお願いいたします。

【長谷部部会長】

鶴本委員は問題提起をされた。問題に関して種々議論がなされた。

納得しなかったということで、何らかの形で規制緩和のための主張をしたいということで、何かチャンネルがあるのであれば、そういうことを主張されることをお勧めいたしますが、この場では意見交換と情報交換というふうにとどまると思います。

行政側の方に何か言いたいという時にはちょっと相談して下さって、船主協会なり何なりということで、色々なルートを通じて規制緩和のための運動を展開していただければというように思いました。

現場のことが良く分からないものですから聞いていて勉強になりましたが、こういうこともあるんだな、今日も勉強になったなと思ひ、来たかいがありましたというか、勉強させていただきましてありがとうございます。

ということで、ご対応下さい。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

では、他に何かございますでしょうか。

【村木海事振興部次長】

冒頭でもお話ししましたが、一番最後の資料の船舶安全法及び海洋汚染防止法ということで、前回正路委員の方から排ガス規制の関係で今年の1月1日から変わるということでお話あったんですけども、こちらの方、私の方の直接の所掌業務ではないんですけど、担当の海上安全環境部船舶検査官の方に話して、内容の一覧表ということで付けさせていただきました。

法律と規則改正の伴うものの概要ということで書いてありますけども、私の方、この場でお答えできるような内容じゃないということもございまして、これにつきましてはホームページをご覧ください、それでもちょっと難しいということであれば、担当の海上安全環境部船舶検査官の方に直接お問い合わせをお願いしたいと思います。以上です。

【長谷部部会長】

参考として付けていただきました。何かありましたら事務局の方に相談していただいたうえ、専門の担当の方からご説明をいただいて納得して下さい。よろしく願いいたします。

【村木海事振興部次長】

それから、補足して2枚目の方、NOx、窒素酸化物の方ですけども、こちらの方は、現在第2次規制ということで、第3次規制が来年の1月1日から適用ということになるようです。

【長谷部部会長】

よろしいですか。どうもありがとうございました。

他に何かございますか。佐藤委員。

【佐藤使用者委員】

旅客船業界で軽油引取税の課税免除がようやく認められるようになりまして、本当は今年3月で切れるんだったんです、暫定期間というか。それがまた3年間、平成30年3月31日まで延長されるということです。

以前は道路特定財源でガソリン税、或いは軽油引取税というのがかかっていたんですけども、これが全国の旅客船で約75%位の船が軽油使っているんですが、1リットルで33円位課税されるんです。

これが、何とか色々2年前から陳情してしまして、ようやく今回認めてもらうようになったので、我々業界とすればほっとしているところです。

【長谷部部会長】

それは良かったです。よろしいですか。（「はい」の声あり）

恐らく大盤振る舞い最後の機会になると思いますが、あとはもうお金なくなるでしょうから。

【鈴木船員労政課長】

2点ほど報告があります。

1点は、前回の部会の議事録ですが、修正があれば今日までということで連絡していたと思うんですが、修正する必要があって、まだ出していない方は戻り次第連

絡なりファクスをいただければ、それに従って修正いたします。

もう一点、大事なことです。

最賃の関係で、12月に内容の方決定いたしました。

地交審会長からの答申を受けて、決定いたしまして、決定公示の日が確定いたしました。昨日連絡がございまして、来週1月28日付で官報公示されます。

そこから30日経過後に効力発生となりますので、2月27日から効力発生というように決まります。

今日は23日ですので、先の日付ですけども、28日の官報にそのとおり掲載されれば、自動的に2月27日から新しい最低賃金が適用というようになります。以上です。

【長谷部部会長】

よろしいでしょうか。使用者側の方、内容をご確認いただいて…。それでは、他にございませんね。

無いようですので、本日の議事は終了とさせていただきます。

次回の船員部会ですが、2月20日金曜日、16時00分から会場は4階の会議室で開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会